

3 専門人材育成・定着促進助成

事 項	内 容
目的	キャリアパス導入の成果を評価することで、事業所における魅力ある職場づくりを一層推進し、介護職員の育成・定着を図る。
補助対象	都内の介護保険事業所
予算規模	①下記対象経費1が適用される事業所：30事業所 ②下記対象経費2が適用される事業所：30事業所
対象経費1	◎キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して、3年目に補助対象となったレベル認定者数に応じて助成 (1) 2人以下の場合 900千円 (2) 3人以上の場合 1,800千円
対象経費2	◎令和3年度に専門人材育成・定着促進助成交付要綱別表2-1にて適用した補助基準の額に応じて助成 (1) 900千円の場合 1,100千円 (2) 1,800千円の場合 2,200千円
補助率	10/10
その他	1 上記対象経費1に係る補助条件 (1) 要件 ア キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から3年間継続して受給していること。ただし、初年度は令和元年度とする。 イ 上記アの初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の平均離職率より低下していること。 ウ 上記アの初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、30%以下となること。 (2) その他 ア 離職率の算定において、定年退職、重責解雇、役員昇格及び労働者の個人的な事情による労働時間の短縮による者は除く。 イ キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の平均離職率が0.0%となる場合は、離職率を0.0%とすることを条件とする。 ウ 平成30年4月1日現在、介護サービス事業を開始していなかった場合、令和元年度における離職率を(1)イの比較対象とする。また、令和元年4月1日現在、介護サービスを開始していなかった場合、令和2年度における離職率を(1)イの比較対象とする。

	(3)(1) 及び (2) に定めた条件、その他交付要綱に定めた条件に反した場合については、補助金を交付しない。 2 上記対象経費 2 に係る補助条件 (1) 要件 ア 令和 3 年度に専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給していること。 イ 令和 3 年度の離職率が、令和 2 年度の離職率以下になること。 (2) 離職率の算定において、定年退職、重責解雇、役員昇格及び労働者の個人的な事情による労働時間の短縮による者は除く。 (3)(1) 及び (2) に定めた条件、その他交付要綱に定めた条件に反した場合については、補助金を交付しない。
--	--